

国民の祝日に関する法律 条文沿革

【公布日・法律番号・施行日・題名の一覧】※数字は「一六」「二三」「三十一」を「二六」「三三」「三〇」と表記。

昭和二十三年 七月二〇日法律第一七八号(昭和二十三年 七月二〇日施行)
昭和四一年 六月二五日法律第八六号(昭和四一年 六月二五日施行)
昭和四八年 四月二二日法律第一〇〇号(昭和四八年 四月二二日施行)
昭和六〇年 二月二七日法律第一〇三三号(昭和六〇年 二月二七日施行)
平成 元年 二月二七日法律第五五号(平成 元年 二月二七日施行)
平成 七年 三月 八日法律第二二二号(平成 八年 一月 一日施行)
平成一〇年 一〇月二二日法律第一四一四号(平成一二年 一月 一日施行)
平成一三年 六月二二日法律第五九九号(平成一五年 一月 一日施行)
平成一七年 五月二〇日法律第四三三三号(平成一九年 一月 一日施行)
平成二六年 五月三〇日法律第四三三三号(平成二八年 一月 一日施行)
平成二九年 六月一六日法律第六三三三号(平成三一年 五月 一日施行)
平成三〇年 六月二〇日法律第五七七号(平成三二年 一月 一日施行)

【逐条改正沿革】 ※附則は省略。内容は衆議院のサイトの「立法情報」の「制定法律」による。《》内は、制定・改正の法律番号。

国民の祝日に関する法律 《昭三三法一七八》

第一条 自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつ
つ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民
こそぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」
と名づける。《昭三三法一七八》

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。《昭三三法一七八》

元日 一月一日 年のはじめを祝う。《昭三三法一七八》

成人の日 一月十五日 おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜
こうとする青年を祝いほげます。《昭三三法一七八》

成人の日 一月の第二月曜日 おとなになつたことを自覚し、みずから
生き抜こうとする青年を祝いほげます。《平一〇法一四一》

建国記念の日 政令で定める日 建国をしのび、国を愛する心を養う。
《昭四一法八六》

《昭四一法八六》

天皇誕生日 二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。《平一九法六三》

春分の日 春分日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。《昭三三法一七八》

天皇誕生日 四月二十九日 天皇の誕生日を祝う。《昭三三法一七八》

みどりの日 四月二十九日 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、
豊かな心をはぐくむ。《平元法五》

昭和の日 四月二十九日 激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代
を顧み、国の将来に思いをいたす。《平一七法四三》

憲法記念日 五月三日 日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。
《昭三三法一七八》

《昭三三法一七八》

みどりの日 五月四日 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊か
な心をはぐくむ。《平一七法四三》

《平一七法四三》

こどもの日 五月五日 こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる
とともに、母に感謝する。《昭三三法一七八》

《昭三三法一七八》

海の日 七月二十日 海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄
を願う。《平七法二二》

《平七法二二》

海の日 七月の第三月曜日 海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本
の繁栄を願う。《平一三法五九》

《平一三法五九》

【参考資料】建国記念の日となる日を定める政令(昭和四十一年十二月九日政令第三百七十六号)

建国記念の日となる日を定める政令

内閣は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民の祝日に関する法律第二条に規定する建国記念の日は、二月十一日とする。
附則
この政令は、公布の日から施行する。

山の日 八月十一日 山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。《平
二六法四三》

敬老の日 九月十五日 多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛
し、長寿を祝う。《昭四一法八六》

敬老の日 九月の第三月曜日 多年にわたり社会につくしてきた老人
を敬愛し、長寿を祝う。《平一三法五九》

秋分の日 秋分日 祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ。《昭三
法一七八》

体育の日 十月十日 スポーツに楽しみ、健康な心身をつちかう。《昭
四一法八六》

体育の日 十月の第二月曜日 スポーツに楽しみ、健康な心身をつち
かう。《平一〇法一四一》

スポーツの日 十月の第二月曜日 スポーツを楽しみ、他者を尊重する
精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。《平三〇法五七》

文化の日 十一月三日 自由と平和を愛し、文化をすすめる。《昭三三法
一七八》

勤労感謝の日 十一月二十三日 勤労をたつとび、生産を祝い、国民た
がいに感謝しあう。《昭三三法一七八》

勤労感謝の日 十一月二十三日 勤労をたつとび、生産を祝い、国民た
がいに感謝しあう。《昭三三法一七八》

天皇誕生日 十二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。《平元法五》

天皇誕生日 十二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。《平元法五》

【削除】《平一九法六三》

第三条 「国民の祝日」は、休日とする。《昭三三法一七八》

2 「国民の祝日」が日曜日にあたる時は、その翌日を休日とする。
《昭四八法一〇》

2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日
に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。《平一七法四三》

3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日(日曜日にあたる日及
び前項に規定する休日にあたる日を除く。)は、休日とする。《昭六〇法
一〇三》

3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日(「国民の祝日」でな
い日に限る。)は、休日とする。《平一七法四三》

3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日(「国民の祝日」でな
い日に限る。)は、休日とする。《平一七法四三》